

令和元年度 法制執務基礎研修 事前課題

令和元年 6 月 20 日
（株）ぎょうせい 上原 等

事前課題は、次の 3 点です。

第 1 「条」、「項」、「号」等の呼称関係

第 2 句読点の付け方関係

第 3 漢字使用、送り仮名の付け方関係

それぞれの説明文（解説）を熟読し、問題に対して解答してください。解答は、解答用紙に記入してください。

第 1 「条」、「項」、「号」等の呼称関係

法令等には、一定の形式がある。見出し、条・項・号、本文・ただし書、前段・後段、各号列記以外の部分などで構成され、このような各部位の働き方についても様々な約束事がある。したがって、法令等の働きを的確につかむためには、法令等のそれぞれの部位の名称、配字の関係などの形式も正確に把握しておく必要がある。

(1) 見出し

通常、1 条ごとに、その条の内容を簡潔に表現した見出しが付けられている。見出しがあることによって、その条の内容を理解することができる。また、検索にも便利である。

特定の条の見出しを指し示すときは、「第〇条の見出し」という。

2 条分以上の条にまとめて見出しを付ける形式もある（P4 の第 7 条及び第 8 条）。これを「共通見出し」という。P4 の第 7 条の前にある見出しは、第 7 条及び第 8 条の両方を見出しということになり、これを指し示すときは、「第 7 条の前の見出し」という。

(2) 条

一定の事項を基本的に 1 文で書き表したものを「条」と呼ぶ。

特定の条を指し示すときは、「第〇条」という。

(3) 項

条で書き表した事項に関連する事項を改行で書き表したものを「項」と呼ぶ。「項」には、項番号がつけられるが、第1項には、項番号を付けない。特定の項を指し示すときは、「第〇条第〇項」という。

(4) 号

条文中に「次に掲げる〇〇」や「次の〇〇」という表現と合わせて箇条書にされたものを「号」と呼ぶ。「号」は、名詞形で終わっているものが相当多いが、動詞形で終わっているものもある。

特定の号を指し示すときは、「第〇条第〇項第〇号」や「第〇条第〇号」といい、全ての号を指し示すときは「第〇条第〇項各号」や「第〇条各号」という。

※第2項以下がない場合は、「項」の呼称は用いない。したがって、次の下線部分を指し示すときは、「第149条第2号」という。

地方自治法

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(5) 号の細分

号を更に細分して箇条書にしたものを「号の細分」と呼ぶ。

特定の号の細分を指し示すときは、「第〇条第〇項第〇号ア」や「第〇条第〇号ア」という。全ての号の細分を指し示すときは、「第〇条第〇項第〇号アからエまで」や「第〇条第〇号アからエまで」という（「…から…まで」は、三つ以上の連続するものを指し示すときに用い、二つのものを指し示すときは、「…及び…」とする。）。

(6) 本文・ただし書

1の条・項であっても、2文で書き表されている条文もあるが、「ただし」が用いられている場合、「ただし」の前の部分を「本文」と呼び、「ただし」以下を「ただし書」と呼ぶ。

ただし書は、原則として、本文に対する例外を規定する場合に用いられるが、本文に対する説明的なものを規定する場合に用いられることもある。

特定の条項の本文を指し示すときは「第○条第○項本文」や「第○条本文」といい、特定の条項のただし書を指し示すときは「第○条第○項ただし書」や「第○条ただし書」という。

(7) 前段・後段

(6)のように、2文で書き表されている条文で「ただし」が用いられている場合は「本文」・「ただし書」と呼ぶが、「この場合において」が用いられ、「この場合において」や「ただし」が用いられずに2文で構成される条文もある。このような条文の前の部分を「前段」と呼び、後ろの部分を「後段」と呼ぶ。

特定の条項の前段を指し示すときは「第○条第○項前段」や「第○条前段」といい、特定の条項の後段を指し示すときは「第○条第○項後段」や「第○条後段」という

課題 1 次に掲げる規則の A から S までの部位の名称 (E~S は、その部位を指し示す固有の名称) をそれぞれ記入しなさい。

○△△市財務規則 ← (A)

〔昭和 39 年 4 月 1 日
規則 第 4 号〕

改正 昭和 40 年 8 月 2 日規則第 20 号
平成 2 年 3 月 22 日規則第 3 号

(B) 目次
第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
第 2 章 予算 (第 7 条—第 29 条)
第 3 章 収入 (第 30 条—第 46 条)
第 4 章 支出 (第 47 条—第 62 条)
附則

第 1 章 総則 ← (E)
第 1 節 通則 ← (F)
(趣旨)
第 1 条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、市の財務に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ← (H)
(G) (1) 法 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) をいう。 ← (I)
(2) 令 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) をいう。
(3) 出先機関 公民館、養護老人ホーム及び保育園をいう。
(出納の時間)
第 3 条 収入役の出納の時間は、執務開始時刻から収入については退庁時刻まで、支出については退庁時刻前 2 時間 (土曜日は 1 時間) までとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。 ← (J)
(C) 2) 前項に定める場合を除くほか、金銭登録機を用いて現金を収納したときは、市記章、出納員職名、領収月日及び領収金額を記した領収票 (第 35 号様式の 3) を納入者に交付しなければならない。この場合の領収票には、第 4 条に規定する領収スタンプの押印を要しないものとする。 ← (K)
(収入の印章) ← (O)
第 4 条 収入役又は出先機関が窓口において現金を収納した場合の領収証には、領収スタンプ (第 1 号様式) を押して、公印に代えることができる。
(N) 2 次に掲げる事項については、企画財政課長に合議しなければならない。
(P) (1) 経常的経費を除く 1 件 1,000 万円以上の経費の支出命令 ← (Q)
(2) 休業補償
(3) 傷病補償年金
(4) 障害補償
ア 障害補償年金
イ 障害補償一時金 ← (R)

[中略]

(随意契約の限度額)
第 24 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる契約は、次に掲げる契約の種類に応じ当該金額以下のものとする。
← (S)

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円

[第 25 条以下略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(△△規則の廃止)

2 △△規則（平成〇年〇〇市規則第〇号）は、廃止する。

(経過措置)

(D) 3 この規則の施行の際現に〇〇〇は、なお従前の例による。

(□□規則の一部改正)

4 □□規則（平成〇年〇〇市規則第〇号）の一部を次のように改正する。

第〇条中・・・

(この規則の失効)

5 この規則は、令和〇年〇月〇日限り、その効力を失う。

第2 句読点の付け方関係

「句読点」は、現行の仮名書き・口語体によって文章を表現するのに不可欠なものである。法令における「句読点」の用い方は、一般の公用文における用い方と特に異なるところがあるわけではないが、法令等では、表現の紛れを防ぐための慣用的な用い方がある。

「句点」及び「読点」を用いる場合の留意事項は、おおむね、次のとおりである。

(1) 句点（。）

- ・文章の完結を示すものとして、文章の末尾に付ける。

例
地方自治法
第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。
②・③ (略)

- ・各号で列記した文章が名詞形で終わるときは、句点は付けない(例1)が、「とき」、「こと」で終わるとき(例2)や、次に文章が続くとき(例3)は、句点を付ける。

例1
地方自治法
第八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
一 教育委員会__
二 選挙管理委員会__
三・四 (略)

例2①
地方財政法
(積立金の処分)
第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。
一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

例2②
地方自治法
第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
一 条例を設け又は改廃すること。

- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。

例3

地方自治法施行令

(歳出の会計年度所属区分)

第百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 一・二 (略)
- 三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料(労働保険料を除く。)並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度

- ・括弧内の文章でも、動詞形で終わるときは、句点を付けるが、名詞形で終わるときは、句点を付けない。ただし、名詞形で終わっても、次に文章が続くときは、句点を付ける。

例

地方自治法

(議決事件の通知)

第二百八十七条の四 一部事務組合の管理者(前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。)は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(2) 読点 (、)

- ・主語の次には、読点を付ける。

例

地方自治法

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② (略)

- ・名詞を三つ以上並列でつなぐときは、一番最後は「及び」「又は」でつなぐが、それ以外は読点でつなぐ。

例

地方自治法

第一条の三

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

- ・動詞、形容詞又は副詞を「及び」「又は」でつなぐときは、「及び」「又は」の前に読点を付ける。

例
地方自治法
第十四条
 ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

- ・名詞を並列して「その他」でくくるときは、「その他」の前には読点は付けない。

例
農林水産省設置法
 (農林水産省の所掌事務)
第四条 農林水産省の所掌事務は、次のとおりとする。
 五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

- ・動詞、形容詞又は副詞を並列して「その他」でくくるときは、「その他」の前に読点を付ける。

例
地方自治法
第二百二条の二
 ③ 労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

- ・「かつ」の前後には読点を付ける(例1)。ただし、名詞を「かつ」でつなぐときは読点は付けない(例2)。

例1
地方自治法
第二条
 ① 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

例2
地方自治法
第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

- ・「ただし」「この場合において」等の接続詞（句）の次には、読点を付ける。

例

地方自治法

第四条の二

- ③ 前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。
- ④ 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- ・主語と述語の間に長い条件句（「・・・のときは」や「・・・の場合は」）を挿入するときは、その条件句の前後に読点を付ける。

例

地方自治法

第三条

- ④ 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

課題2 次の条文で、句読点が抜けている箇所があれば、句読点を記入しなさい。

①

第4条 地方公共団体の休日は条例で定める。

②

第149条 普通地方公共団体の長はおおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること
- (2) 予算を調製し及びこれを執行すること

③

第8条 会議は委員定数の半数以上の委員が出席しかつ条例第2条各号に定める委員のうちから各1人以上が出席しなければ開くことができない。

④

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号以下「法」という）第18条の規定に基づき、〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という）の事務局及び教育機関（学校を除く以下同じ）の組織、職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

⑤

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第3 漢字使用、送り仮名の付け方関係

法令文を書き表す際の漢字使用及び送り仮名の付け方等は、「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日内閣法制局総総第208号）によることとなっている。地方公共団体の条例・規則の表記も、「法令における漢字使用等について」によることが望ましいとされている（ほとんどの地方公共団体では、独自のルールを作ることなく、「法令における漢字使用等について」によることとしている。）。

「法令における漢字使用等について」及び関係資料は、「別紙資料 法令文表記の基準」のとおり。

課題3

問1 法令における漢字の用い方の原則に照らして特に問題ないのは、次の文のうちどれか。問題ないものを一つ選び、問題あるものは、問題ある箇所を正しく訂正しなさい（訂正は、一箇所とは限らない。）。

- ① 同一の者を、臨時職員として再び雇用した場合は、直ちに人事課長に報告しなければならない。
- ② 許可の基準は、次の通りとする。但し、特別の理由がある場合は、市長は、別に基準を定めることができる。
- ③ 規則第5条の規定による車輛保管責任者は、別表第1に特別の定めがあるものを除く外、庶務課長および業務課長とする。
- ④ この条例において「青少年」とは、年令18才未満の者をいう。

問2 法令における仮名文字及び送り仮名の用い方の原則に照らして特に問題ないのは、次の文のうちどれか。問題ないものを一つ選び、問題あるものは、問題ある箇所を正しく訂正しなさい（訂正は、一箇所とは限らない。）。

- ① 受験の申込みは、必ず、本人持参又は郵便の方法により行うこと。
- ② 公聴会の開催に当たっては、広く住民からの異なる意見が集るように配慮するものとする。
- ③ 納入金を小切手により払込む場合は、午後3時までには所定の手続きを終るようになさなければならない。
- ④ ガスライター又はマッチでタバコに火を付けるときは、危険度の少ない場所で行なうこと。